

パブリックコメント実施結果について

- 1 案件名 阿賀野市地域防災計画全部改定（案）
- 2 募集期間 令和2年2月5日（水）から令和2年2月28日（金）まで
（郵送の場合は、当日消印有効）
- 3 募集方法 市広報紙及び市ホームページに掲載
- 4 資料の入手方法
 - (1) 市ホームページからダウンロード
 - (2) 次に掲げる市施設で配布

施設名	配布時間
危機管理課 （市役所2階）	午前8時30分から午後5時15分まで ※土曜・日曜・祝日・休日を除く
各支所 （安田・京ヶ瀬・笹神）	午前8時30分から午後5時15分まで ※土曜・日曜・祝日・休日を除く
市立図書館	午前9時30分から午後7時まで（土曜・日曜・祝日は午後5時まで） ※休館日〔2月10日（月）、17日（月）～24日（月・振休）〕を除く

5 意見の提出件数

提出方法	提出人数（人）	意見数（件）
持参		
郵送		
F A X		
電子メール	1	9
合計	1	9

6 意見及び考え方

番号	意見の概要	考え方
1	<p>P323 震災対策編 第3章災害応急対策、第1節災害対策本部の組織運営等、4本部の組織、運営等 「風水害対策編に記載された組織・運営を準用する。」とあるが、参照をたどる手間がかかり大変わかりにくいので、新たに組織図を明示すべき。</p>	風水害対策編と記載内容が重複する場合は、原則、「準用する」としていることから、新たな記載は行いません。

番号	意見の概要	考え方
2	<p>P4 風水害対策編、第1章総則、第1節計画策定の趣旨等、6 複合災害への配慮 P327 震災対策編 第3章災害応急対策、第2節職員の配備体制及び動員計画、3 地震発生時における対応</p> <p>震度に応じた配備体制が記されているが、地震に誘発される複合災害の可能性が高い原子力災害時にこの基準で対応できるのか。柏崎刈羽地域で震度5弱以上で県の原子力災害警戒本部が設置、原災法10条通報で県対策本部設置。UPZ住民避難先の阿賀野市では震度にとらわれず避難者受入のための対策本部設置が必要ではないのか。</p>	<p>UPZ地域住民の当市への広域避難者の受入れに伴う市対策本部の設置については、県原子力災害広域避難計画に基づき、避難元自治体と協議・調整のうえ、別に計画等で定めることと考えています。</p>
3	<p>P364 個別災害対策編 原子力災害対策、第1章総則、第3節防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>阿賀野市の「原子力災害対策本部の設置基準」が不明。</p>	<p>当市はUPZ外であることから、市地域防災計画で定めることは行わず、別に計画等で定めることと考えています。</p>
4	<p>P364 個別災害対策編 原子力災害対策、第1章総則、第3節防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>事故対策連絡協議会への職員派遣の有無及び市の原子力災害対策本部の組織・要員配置不明。</p>	<p>職員派遣の有無については、県地域防災計画において、職員派遣対象市町村ではないことから、市地域防災計画で定めることは行いません。</p> <p>市原子力災害対策本部の組織・要員配置については、当市はUPZ外であることから、市地域防災計画において定めることは行わず、別に計画等で定めることと考えています。</p>
5	<p>P364 個別災害対策編 原子力災害対策、第1章総則、第3節防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>安定ヨウ素剤の住民への配布手順等の記載が無い。</p>	<p>当市はUPZ外であることから、市地域防災計画で定めることは行いません。</p> <p>配布が必要な事態になった場合は、当市所轄保健所の指示のもと、県安定ヨウ素剤配布計画を準用し行うことになると考えています。</p>
6	<p>P375 個別災害対策編 原子力災害対策、第2章災害事前計画、第4節屋内退避・退避計画の整備 P381 個別災害対策編 第3章緊急事態応急対策、第4節屋内退避、避難、受入れ等の防護活動</p> <p>阿賀野市は、柏崎刈羽原子力発電所から距離が離れているため原子力災害対策上UPZ外に規定されているが、風向きや放射線量によって屋内退避が指示される場合がある旨の記述が必要で、具体的なOILを明記すべき。</p>	<p>375頁に「事故の状況や気象状況等…」及び原子力災害対策指針の「避難等の判断基準」を記載します。</p>

番号	意見の概要	考え方
7	<p>P375 個別災害対策編 原子力災害対策、第2章災害事前計画、第4節屋内退避・退避計画の整備</p> <p>P381 個別災害対策編 第3章緊急事態応急対策、第4節屋内退避、避難、受入れ等の防護活動</p> <p>重点地域からの原子力災害に伴う避難者と、地震災害による阿賀野市住民の避難者を同一避難所に収容するか否かを、トラブル回避のために事前に調整する必要があるのではないか。</p>	<p>重点地域住民の当市への広域避難受入れについては、避難元自治体と協議・調整のうえ、別に計画等で定めることと考えています。</p> <p>意見として参考にしますが、市地域防災計画で定めることは行いません。</p>
8	<p>P376 個別災害対策編 原子力災害対策、第2章災害事前計画、第5節住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>原子力緊急事態宣言後の指示伝達システムが、一般災害時と異なることを説明する指示・連絡図を掲載することが望ましい。国から避難指示・屋内退避等</p>	<p>県地域防災計画（原子力災害対策編）を基に「住民等に対する広報及び指示等の伝達系統図」を記載します。</p>
9	<p>P376 個別災害対策編 原子力災害対策、第2章災害事前計画、第5節住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>P384 個別災害対策編 第3章緊急事態応急対策、第6節防災業務関係者の安全確保</p> <p>原子力災害時にも自主防災組織や自治会等の協力、共助を阿賀野市が期待しているにも関わらず、放射線被ばく防護の対象となっていないことは問題である。民間協力者への補償を含めた制度設計が必要と考える。住民が「原子力災害時にとるべき行動」との整合性が取れていない。</p>	<p>避難時において、地域で助け合う共助については、原子力災害のみならず風水害や震災、その他の災害におきましてもお願いするものであり、原子力災害に特化したものではありません。</p> <p>また、災害時においては、共助が重要であることから、意識の醸成について規定したものです。</p> <p>384頁に防災業務関係者が行う応急対策時の安全確保を規定しておりますが、374頁で、防災業務関係者に住民である「自主防災組織のリーダー」を含めており、災害補償の観点から、「自主防災組織のリーダー」を削除します。</p>